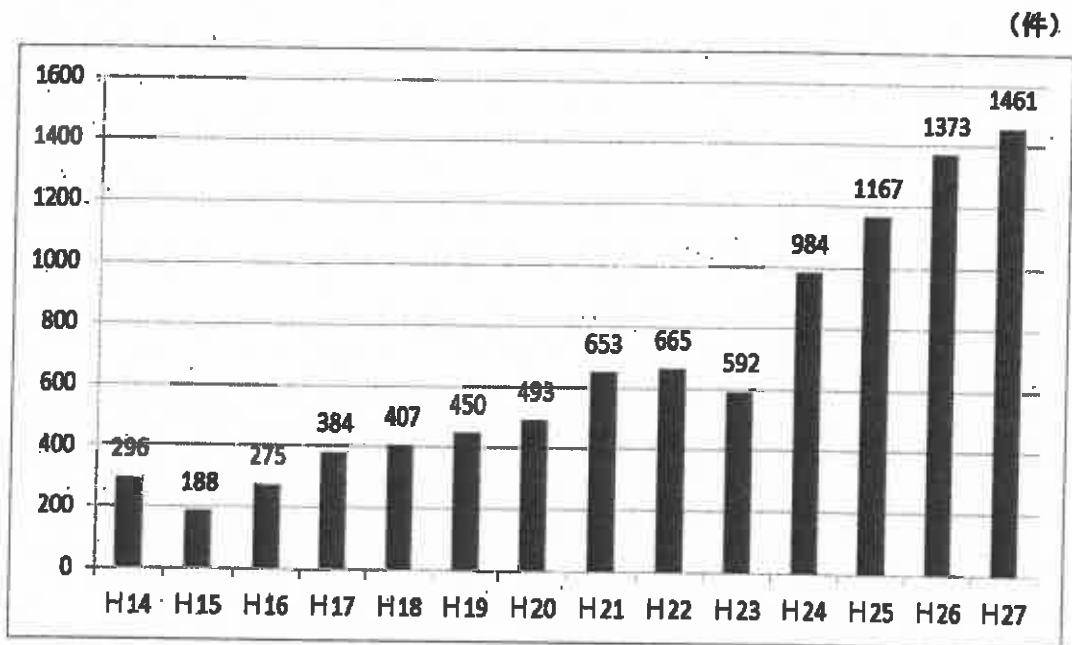


警察における配偶者暴力事案の対応状況

1 配偶者暴力事案の対応状況

(1) 認知件数の推移(配偶者暴力防止法～平成13年10月13日施行)

年々増加傾向にあり、平成27年は1,461件と、前年に比べて+88件(+6.4%)で過去最多



(2) 対応状況

(件)

	認知件数	検挙件数		援助
		配偶者暴力防止法	他法令	
H27中	1,461	8	194	988
H26中	1,373	6	127	939
増減	88	2	67	49
増減率	6.4%	33.3%	52.8%	5.2%

※ 配偶者暴力防止法(保護命令違反)以外の主な検挙罪名(()は件数)
 暴行(95)、傷害(74)、脅迫(10)、暴処法違反(7)、器物損壊(4)、住居侵入(2)、
 その他(2)

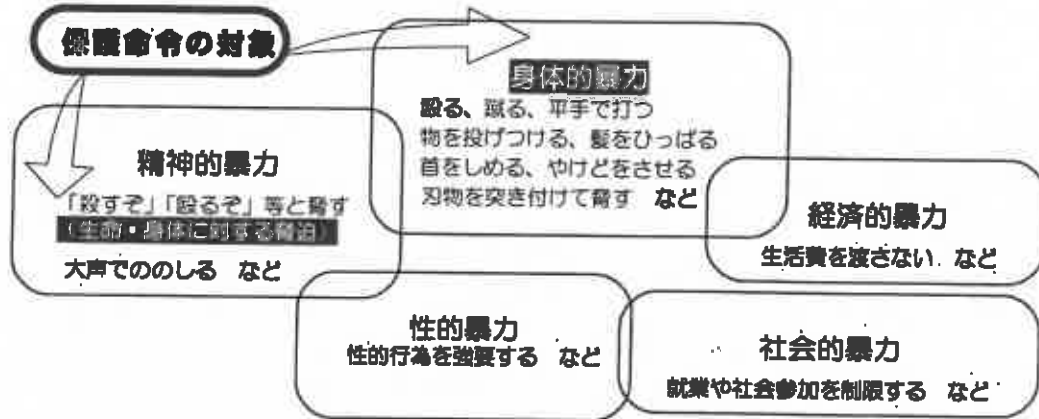
(3) 被害者の性別

女性1,323人(90.6%)、男性138人(9.4%)

2 配偶者暴力防止法

(1) 「配偶者暴力」とは

配偶者からの身体に対する不法な攻撃であって、生命又は身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動



(2) 保護命令 (身体的暴力、生命・身体に対する脅迫に限る)

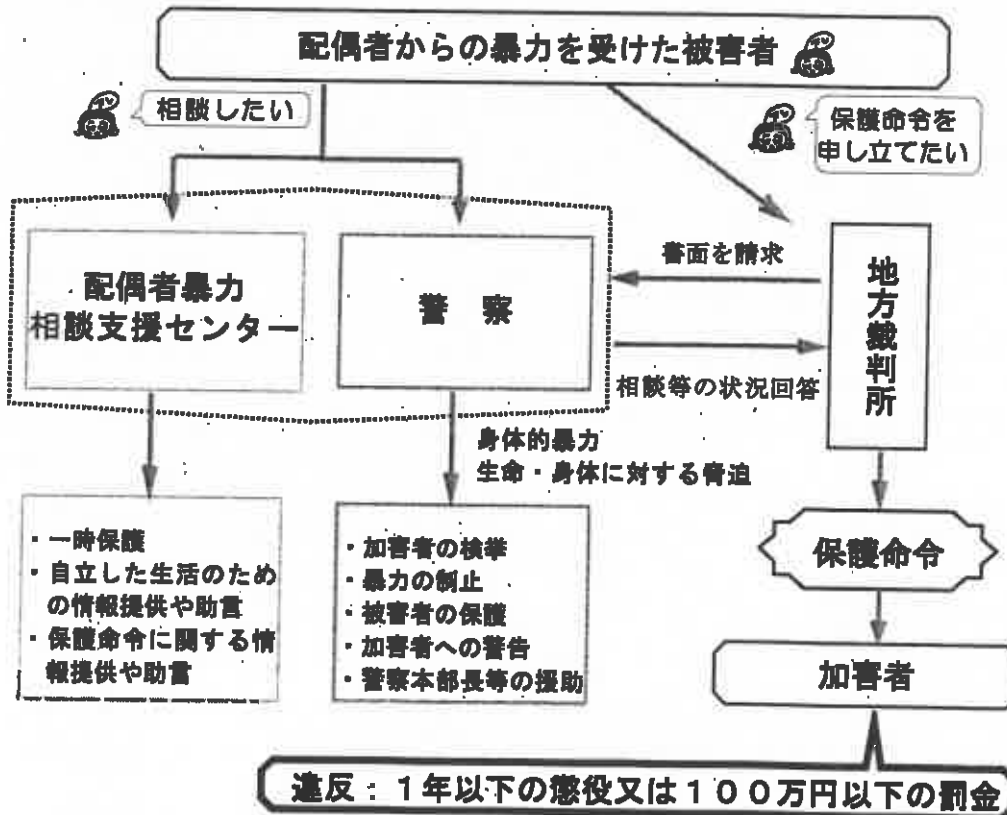
被害者からの申出により、裁判所が決定し、加害者が命令に違反すると、検挙

☆ 接近禁止命令 (6 か月間) ~被害者等につきまったり、その住居等の付近をはいかいする行為を禁止する命令

☆ 退去命令 (2 か月間) ~加害者に自宅からの退去を命令

☆ 電話等禁止命令 (6 か月間) ~面会の要求や、夜間の電話などの行為を禁止する命令

(3) 配偶者暴力防止法の流れ



(4) 警察本部長等の援助（身体的暴力、生命・身体に対する脅迫に限る）

被害者からの、「被害を自ら防止したい」との申出により

- ① 被害を自ら防止するための措置の教示
- ② 住所又は居所を知られないようにするための措置
- ③ 被害防止交渉に関する事項についての助言
- ④ 加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡
- ⑤ 被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用
- ⑥ その他

の援助を実施

3 被害者の意思決定支援手続

配偶者暴力事案等の危険性、警察や関係機関において対応することなどについて、書面を交付しながら、説明の上、被害者が警察にとってもらいたい対応等について被害者本人が所定の書面に記入し警察へ提出

No. 1.

★ 警察に來られたあなたへ

1 知っていたらどうしたいこと

- あなた自身や子供、親族、両親等に対する殺人、傷害等重大事案へ発展するおそれがあること
- いったん暴力が収まっても被害が復讐しくなくても、それはいつか再び「ハムムーン」からしれないこと
→ 貴た暴力が抑制される可能性は低いと見ます。

暴力抑制

ハムムーン
→ ストレスが蓄積される

回復して復讐しなくなり
二股と暴力を繰り返さない
と思う

- 貴た被害に情が通っている・・・、外では常にあなたのために・・・自分も及ばぬ努力・・・等と考えているか？
→ あなた自身やあなたの子供、親族、両親等の生命や身体を害することや第一に考えるおそれがあります。

2 あなた自身の決意と協力が重要で、

- ★ 被害者・会報（被害申請）
- ★ ストーリー—相談室に基づく被害の申出（警察）
（→ 届出命令（刑事訴訟法））
- ★ DV（配偶者暴力）防止法に基づく保護命令の中まで（裁判所）
- ▲ 被害者に対する指導、口頭警告等（警察）
- ▲ 被害者に対する支援（警察）
- ▲ 警察からのアドバイス
（警察）相談室—あなたの生命、身体や生命に大切にしてくれる人を探り出すサポート、被害者に対する支援、被害者に対する援助を被害者自身が望まない限り警察が提供し、被害を止める上で重要です。

3 「ストーリー・DV等への対応について」に記入してください。

「ストーリー・DV等への対応について」に記入をお願いします。

No. 3

ストーリー・DV等への対応について

年 月 日 姓名

1. 警察によってもらいたい対応等
(被害する被害者の行為、その理由を詳しく書いてください。)

- ア 被害状況を聞いてほしい
- イ 貴方に危険性がある場合、警察官が自宅や職場、貴方への住所の調査や見守りに協力してほしい（必要に応じて、貴方自身や子供の、110番通報等による被害を受けた被害者、被害者を保護するためにしてほしい。）
- ウ 行政手続（ストーリー—相談室に基づく被害申請）を助けてほしい
- エ 被害、口頭警告等してほしい
- オ 貴方では、決意できない。_____（年・月）後を目処に逮捕してほしい
- カ その他：
[]

2. 警察、弁護士（公）、民間委員会や相談支援センター、NPO等の個人へ相談
(被害する被害者の行為、その理由を詳しく書いてください。)

- ア 既に相談した
- イ 是非とも相談予定だが
- ウ 相談予定だが（警察のとおり（年月、警察に知らせた立場に相談予定）
- エ 是非とも相談予定なしと決定

3. 相談—警察の対応
(被害する被害者の行為、その理由を詳しく書いてください。)

- ア 拒絶する
- イ 一部拒絶する
- ウ 拒絶しない
- エ 拒絶しない理由：
[]

4. 貴方自身が（に相談についてあなた自身が希望することや望まないことがある場合は自由に記入してください。文字を越えて記入してください。欄外に書いてください。)

（注）本書は、警察官の相談室と警察官、警察官（被害者）の相談室—相談支援センター、NPO等の個人へ相談支援センターに提供します。

※ この手続は、被害者によって被害者（被害者）の被害の程度が異なるため、各々の状況に応じて対応をお願いします。

